



茨城労働局発表
令和元年9月11日（水曜日）

【照会先】
茨城労働局職業安定部需給調整事業室
室長 佐藤 和広
需給調整事業係長 伊藤 秀樹
(電話) 029 (224) 6239

派遣労働者の同一労働同一賃金にむけて ～「改正労働者派遣法説明会」の開催～

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が平成30年7月6日に公布され、派遣労働者の同一労働同一賃金に向けた改正労働者派遣法（注）が、令和2年4月1日から施行されることになっております。

改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行に向けて、派遣元事業主や派遣先事業所等を対象とする「改正労働者派遣法説明会」を下記の3会場にて開催いたします。

- 1 主催
茨城労働局
- 2 内容
派遣労働者の不合理な待遇差を解消するための規定について

＜改正労働者派遣法説明会の開催日程等＞

○ 開催日程

会場名	日時	開催場所
ひたちなか会場	9月18日（水） 14:00～16:00	ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1
筑西会場	10月2日（水） 14:00～16:00	茨城県県西生涯学習センター 多目的ホール 筑西市野殿1371
牛久会場	10月4日（金） 14:00～16:00	牛久市中央生涯学習センター 文化ホール 牛久市柏田町1606-1

※各会場とも受付は13:00からとなります。

※取材可（希望される場合は、需給調整事業室までご連絡ください。）

（注）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律